

新型コロナウイルス感染症に伴う芦別市国民健康 保険税の減免に関するQ & A

Q 1 : 主たる生計維持者とは誰ですか？

A 1 : 世帯主です。

Q 2 : 令和4年中の収入見込額は、誰のものが必要ですか？

A 2 : 世帯主です。

Q 3 : 令和4年中の収入見込額は、どのように計算すればよいのですか？

A 3 : 申告者それぞれの事情により判断するため、計算方法の所定の書式はありません。

なお、計算事例としては、次の方法が考えられます。

例1) 1月から申請する前の月までの合計を月数で割り、1.2倍する。

例2) 半年分の確定額を2倍する。

例3) 前年同月の金額とする。

など、一定程度根拠のある収入見込額でなければなりません。

Q 4 : 確定申告書等の控えを紛失、又は捨ててしまった。

A 4 : 税務署にお問い合わせください。

Q 5 : 令和4年中の給与支給明細書を紛失、又は捨ててしまった。

A 5 : 勤務先に再発行を依頼してください。

Q 6 : 必要な書類を市で取り寄せてもらえないか？

A 6 : 市では行いません。必ずご自身でご用意ください。

Q 7 : 令和4年中の収入見込額が確定額と異なる場合はどうなるのか？

A 7 : あくまでも収入見込額であるため、現状による予定額の収入申告で構いません。

ただし、収入見込額に不明な点がある場合は確認のため、ご連絡します。

また、虚偽の申告による減免申請が判明した場合は、決定した減免額を取消しすることも考えられます。

Q 8 : 必ず減免になるのか？また、国民健康保険税は0円となるのか？

A 8 : 減免の基準に応じて判定するため、必ずしも減免になるとは限りません。
また、必ず全額が免除されるものでもありません。

Q 9 : 10分の3以上減少することが見込まれる収入額の令和元年中の所得額が0円又はマイナスだが、減免の対象になるのか？

A 9 : 減免の対象者ではありますが、次の計算式のとおり減免額は、0円になりますので、申請は不要です。

令和4年度の減免額の計算式

(表1) 対象保険税額 × (表2) 減免又は免除の割合 = 保険税減免額

(表1) 対象保険税額

対象保険税額 = A × B ÷ C

A : 被保険者全員について、お知らせしました国民健康保険税の年税額

B : 減少する収入見込額に係る世帯主の令和3年中の所得額

※1 確定申告書Bの場合は、1、2、3、6、68の金額

2 源泉徴収票の場合は、給与所得控除の金額

C : 世帯主とその世帯の被保険者全員に係る令和3年中の合計所得金額

※1 確定申告書Bの場合は、世帯全員の9と59から69までの合計額

2 源泉徴収票の場合は、世帯全員の給与所得控除の金額の合計額

※ B又はCの額が0円又はマイナスの場合は、減免額は0円となります。

(表2) 減免又は免除の割合

世帯主の令和3年中の合計所得金額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全 額
300万円を超えて、400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超えて、550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超えて、750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えて、1,000万円以下であるとき	10分の2

※1 確定申告書Bの場合は、9と59から69までの合計額

2 源泉徴収票の場合は、給与所得控除の金額

3 世帯主の事業等の廃業や失業の場合には、表2の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

Q10：新型コロナウイルスが原因ではないが収入が減少した。減免の対象になるのか？

A10：減免の対象にはなりません。

Q11：会社の都合により退職した場合も減免の対象になるのか？

A11：減免の対象にはありませんが、会社の都合や正当な理由による自己都合の退職（非自発的失業）については、軽減措置の対象になりますので、市国保係にご連絡ください。

なお、65歳以上のかたや失業保険を受給できないかたは、減免の対象になる場合がありますので、市国保係にご連絡ください。

Q12：事業等の廃業や失業した場合の添付書類とは何か？

A12：事業等を廃止した場合は、税務署や市区町村の税務担当部署に提出した「廃業等の届出書」などの写しです。

失業した場合は、事業主が記入、押印します「退職証明書」です。

（用紙は市から送付します。）

※ 「解雇（予告）通知書」を受け取っているときは、「退職証明書」に代わり「解雇（予告）通知書」の写しを提出してください。

なお、「退職証明書」を事業主が作成しない場合は、市国保係にご相談ください。

Q13：既に支払った国民健康保険税についても減免の申請はできるのか？

A13：減免の対象期別については、申請可能です。

減免の決定後、納め過ぎとなった額については、後日還付いたします。

Q14：口座振替により国民健康保険税を納付しているが減免の申請はできるのか？

A14：減免の対象期別については、申請可能です。

ただし、減免の決定に係る事務処理期間があるため、減免前の額を引き落とししてしまう場合がありますので、ご了承ください。

なお、減免の決定後、納め過ぎとなった額については、後日還付いたします。

Q15：国民健康保険税の一部が減免又は減免の対象外となったが、納付が困難な場合はどうすればよいのか？

A15：納付については、状況により分割納付や徴収猶予される場合がありますので、市納税係にご相談ください。

Q16：減免の申請をしてから、決定までの期間は、どれくらいなのか？

A16：ご提出された申請書と添付書類等に不備がなければ、受領してから1週間程度で結果を送付します。

※ 減免の申請に当たって

- ① 記入や押印漏れ、添付書類の不足、減免の基準に満たない申請などがないよう提出の前に、もう一度、「基準に合致しているのか」、「添付書類の不足はないのか」、「記入や押印漏れはないのか」など、よくご確認いただきご申請ください。
- ② 申請書、収入申告書、添付書類等に不備があった場合は、理由を付して、一度返送しますので、修正のうえ、再度提出してください。
なお、市では記入の手直しは行いませんので、ご了承ください。
- ③ 書類の再提出は審査の遅延を招きますので、ご協力をお願いいたします。